

令和4年5月27日

更新対象責任技術者 各位

沖縄県下水道協会

令和4年度沖縄県下水道協会 下水道排水設備工事責任技術者更新講習及び登録更新案内

下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録の更新を受けようとする責任技術者は、沖縄県下水道協会(以下「県協会」という。)の更新講習を受講しなければなりません。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和4年度においては、県協会が提供するテキスト等を用いての自主学習による更新講習としますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、自主学習による更新講習を確実に実施していただくため、公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト 平成29年3月31日発行」の購入が登録更新の条件となることをご了承ください。

1 更新対象責任技術者

県協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)に記載されている有効期限が、平成34年9月30日又は2022年9月30日となっている責任技術者。

2 更新講習受講・登録の申請受付期間

申請受付期間

令和4年6月13日(月)～令和4年6月24日(金)

3 更新講習受講・登録の申請から責任技術者証交付までの流れ

更新対象責任技術者⇒市町村 令和4年6月13日(月)～令和4年6月24日(金)
下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書(第11号様式)等による申請
※住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村窓口にて申請(郵送不可)
※「6 問合せ・申請先(市町村の下水道排水設備担当課窓口)」を参照



市町村⇒更新対象責任技術者 令和4年6月13日(月)～令和4年6月24日(金)

公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト 平成29年3月31日発行」、県協会作成「講習の要点(法規編・技術編)、テキスト別冊」及び九州地方下水道協会・日本阻集器工業会提供「講習用DVD」(以下「テキスト等」という。)を提供する。



更新対象責任技術者

市町村から受け取ったテキスト等を用いて自主学習する。



県協会⇒更新対象責任技術者 令和4年7月下旬(予定)

責任技術者が市町村に提出した責任技術者証発送用封筒に、更新した責任技術者証を封入し、更新対象責任技術者に発送する。

4 更新講習受講・登録の申請

(1) 申請方法

下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書(第11号様式)、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録票(第18号様式)、下水道排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト引換券(第21号様式)及び払込取扱票に、(2)の添付書類を添えて申請受付期間内に住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村下水道排水設備担当課にて申請してください。市町村の開庁日時については、市町村に確認してください。郵送での申請はできませんので注意してください。

(2) 添付書類

- ① 写真3枚(縦3.0cm×横2.4cm。提出日前3か月以内に撮影した上半身脱帽(おおむね胸から上)のカラー写真。用紙は写真用紙を使用し、同一の写真とする。下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書(第11号様式)及び下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録票(第18号様式)貼付用、責任技術者証作成用。責任技術者証作成用写真の裏面に氏名を記入すること。背景については、無地及び均一の淡い色であり、顔及び髪とのコントラストがはっきりしていること。また、被写体や背景に影が作られていないこと。)
- ② 氏名に変更があった場合、戸籍抄本又は住民票抄本のうち、氏名変更を証する書類(提出日前3か月以内に発行したもの)
- ③ 責任技術者証の写し
- ④ 更新講習手数料及び登録更新手数料、更新講習用テキスト料の振替払込請求書兼受領証又はその写し
- ⑤ 住民票抄本(提出日前3か月以内に発行したもの)
- ⑥ 指定工事店証の写し(勤務先が指定工事店の場合のみ。)

- ⑦ 県協会が送付した長 3 封筒 (120mm×235mm) (更新した責任技術者証を県協会が発送するための封筒。郵便基本料金 84 円分及び簡易書留料金 320 円分の切手を貼り、更新対象責任技術者の氏名及び送付先住所を記入すること。)

(3) 手数料等

| | | |
|------------|---------|-------------|
| 更新講習手数料 | 8, 000円 | |
| 登録更新手数料 | 4, 000円 | 合計 14, 500円 |
| 更新講習用テキスト料 | 2, 500円 | |

※一度払い込んだ手数料等は、返還できませんので注意してください。

5 注意事項

- (1) 責任技術者証に記載されている有効期限が、平成 34 年 9 月 30 日又は 2022 年 9 月 30 日となっており、有効期限後も登録を継続する責任技術者は、今回の申請が必要となります。**申請を行わない場合は、責任技術者の認定が失効しますので注意してください。**
- (2) 自主学習による更新講習を確実に実施していただくため、公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト 平成 29 年 3 月 31 日発行」の購入が登録更新の条件となります。
- (3) 申請時点で現在の責任技術者証に記載されている住所、勤務先等に変更がある場合、変更に係る必要書類も添付してください。
- (4) 責任技術者証を紛失し、「4 更新講習受講・登録の申請 (2)添付書類 ③責任技術者証の写し」を添付できない場合は、県協会が更新対象責任技術者に送付した更新講習及び登録更新案内一式の封筒表面の写しを添付してください。
- (5) 下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書(第 11 号様式)等への記入内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書(第 11 号様式)氏名欄に押印している印鑑を押した上で訂正してください。申請の際、記入内容の訂正に備え、氏名欄に押印している印鑑を持参してください。
- (6) 下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録票(第 18 号様式)の裏面に、県協会が提供したテキスト等を用いて自主学習する旨の誓約書を記載していますので、自筆により日付と氏名を記入してください。
日付は、申請受付開始日(令和 4 年 6 月 13 日)から申請日までの期日としてください。
- (7) 申請受付期間以外には受付できませんので、申請受付期間内に申請手続を済ませてください。振替払込請求書兼受領証の日付が申請受付期間内であっても、受付期限を過ぎると受付できませんので注意してください。
- (8) 郵送による申請及び沖縄県下水道協会事務局での申請はできません。市町村窓口において申請してください。
- (9) 住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村窓口にて申請してください。それ以外の市町村窓口では申請できません。
- (10) 一度払い込んだ手数料等は、返還できませんので注意してください。

6 問合せ・申請先(市町村の下水道排水設備担当課窓口)

市町村名及び電話番号

| | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 那覇市 (料金サービス課) 098-941-7810 | 宜野湾市 (業務サービス課) 098-892-5733 | 石垣市 (下水道課) 0980-82-1537 | 浦添市 (工務課) 098-877-8462 |
| 名護市 (工務課) 0980-52-1962 | 糸満市 (水道部工務課) 098-840-8145 | 沖縄市 (下水道課) 098-921-3125 | 豊見城市 (上下水道部総務課) 098-850-1516 |
| うるま市 (下水道課) 098-973-7977 | 宮古島市 (下水道課) 0980-73-4866 | 南城市 (下水道課) 098-917-5349 | 本部町 (上下水道課) 0980-47-5515 |
| 恩納村 (上下水道課) 098-966-1190 | 宜野座村 (上下水道課) 098-968-5136 | 金武町 (上下水道課) 098-968-3950 | 読谷村 (上下水道課) 098-982-9200 |
| 嘉手納町 (上下水道課) 098-956-1111 | 北谷町 (上下水道課) 098-982-7713 | 北中城村 (上下水道課) 098-935-2270 | 中城村 (上下水道課) 098-895-5280 |
| 西原町 (上下水道課) 098-945-4934 | 与那原町 (上下水道課) 098-945-3017 | 南風原町 (区画下水道課) 098-889-2508 | 渡嘉敷村 (観光産業課) 098-987-2323 |
| 座間味村 (産業振興課) 098-987-2312 | 久米島町 (上下水道課) 098-985-2066 | 八重瀬町 (土木建設課) 098-998-1123 | 竹富町 (上下水道課) 0980-83-3732 |

※住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村窓口にて申請してください。